

平成 19 年度 行政監査及び財政援助団体等監査結果報告
「指定管理に係る監査」

目 次

1. 監査のテーマ	3
2. 監査の対象	4
(1) 監査対象事務	4
(2) 監査対象施設所管部・課等及び指定管理者	4
3. 監査の期間	4
4. 監査の方法	4
5. 監査結果（指摘事項）	5
(1) 指定管理者制度の運用に関する事項について（事務面）	5
① 募集・選定・評価に関する事項	5
② 使用許可・使用料・利用料金に関する事項	5
③ 事業等運営に関する事項	6
④ 会計・財産管理に関する事項	6
⑤ その他	7
(2) 施設・設備の維持管理に関する事項について（技術面）	7
① 協定書、施設・設備管理仕様書等の遵守について	8
② 修繕費の執行	8
③ 修繕報告書の未提出	9
④ 施設・設備管理台帳について	10
6. 監査結果（意見）	10
(1) 指定管理者制度の運用に関する事項について（事務面）	10
① 募集・選定・評価に関する事項	10
② 使用許可・使用料・利用料金に関する事項	11
③ 事業等運営に関する事項	12

④ 会計・財産管理に関する事項	12
⑤ その他	13
(2) 施設・設備の維持管理に関する事項について（技術面）	14
① 施設・設備管理仕様書の見直し	14
② 施設・設備の原状回復義務について	14
7. 今後の検討課題	15
(1) 検討課題1：指定管理者制度の効果的な活用について	15
① 指定管理者制度の導入について	15
② 今後の指定管理者制度の導入と運用について	15
(2) 検討課題2：ストックマネジメントの導入について	15
① 施設及び施設所管課の現状	16
② 施設管理の制度と現状	16
③ 管理体制の整備	17
④ スtockマネジメントの導入	18
8. まとめ	19
別紙1 監査対象施設一覧	20
別紙2 監査対象施設一覧（うち実地監査を行った施設）	24
別紙3 協定書，施設・設備管理仕様書に記載の主な提出書類一覧	25
【資 料】	
1. 指定管理者制度の概要（本市制度の概要）	26
2. 指定管理者制度の状況（団体種別・移行年度別・選定方法別）	31

行政監査及び財政援助団体等監査結果報告
(指定管理に係る監査結果)

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	片 岡 雄 作
同	安 達 和 彦
同	池 田 り ん た ろ う

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき実施した平成 19 年度行政監査及び財政援助団体等監査について、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査のテーマ

「指定管理」について

平成 15 年の地方自治法の改正により、公の施設の管理運営について、地方自治体が直接運営するものを除き、指定管理者制度の導入が義務付けられた。この結果、平成 18 年 9 月 2 日には指定管理者制度に全面移行することとなり、公の施設の管理運営が従来は自治体か公共的団体に限られていたものが、株式会社、NPO 法人（特定非営利活動法人）、任意団体等も含めて、広く民間団体による管理運営ができることとなった。

指定管理者制度による経済性、効率性や民間のノウハウの活用によって、市民に対してできるだけ低いコストで質の高い施設やサービスが提供されることは望ましいことである。

しかしながら一方で、効率性や採算性が優先され、公共性や安全性が損なわれないかといった懸念もある。

神戸市（以下「本市」という。）においても、財政的に困難な状況で、経費の削減が続く中であって、平成 18 年度末で 542 施設が指定管理者制度によって管理運営されることとなった。

そこで、新制度の導入期にあたり、適正な事務の執行が確保されているか、ひいては同制度が真に市民のニーズに応えるものとなっているか、また多くの施設が老朽化していく中であって、施設の安全性の確保について本市の指導、監督は十分になされているのか、という観点から、個別施設ごとの検証とともに、各施設を横断的に検証し、その問題点や課題を明らかにすることを目的として、今回のテーマを選定した。

2 監査の対象

(1) 監査対象事務

指定管理に係る施設のうち、(2)の施設に係る指定管理及びそれに関連する事務で、主として平成18年度の事務

(2) 監査対象施設所管部・課等及び指定管理者

① 監査対象施設（小規模同種施設等を除く指定管理に係る施設） 127 施設

詳細 別紙1のとおり

② ①を所管している部・課等（1室，1部，18課）

企画調整局医療産業都市構想推進室

市民参画推進局市民生活部勤労市民課及び青少年課

国際文化観光局文化観光部文化交流課及び観光交流課

保健福祉局総務部計画調整課，健康部地域保健課，高齢福祉部高齢福祉課，子育て支援部及び障害福祉部障害福祉課

産業振興局農政計画課及び農水産課

建設局公園砂防部管理課

みなと総局経営企画部分譲推進課，みなと振興部経営課及び神戸港管理事務所管理課

消防局総務部庶務課

教育委員会事務局社会教育部生涯学習課，文化財課及びスポーツ体育課

③ ①の施設のうち実地監査を行った施設

別紙2のとおり

④ 行財政局行政部行政経営課（指定管理者制度の主管課）

3 監査の期間

平成19年8月20日～平成20年3月17日

4 監査の方法

監査は，指定管理及びそれに関連する事務が法令等に基づき適正に行われているかについて，関係書類の調査とともに，関係職員に対する質問等の方法により実施した。

また，今回の監査にあたっては，所管課に対しては行政監査，指定管理者に対しては財政援助団体等監査として実施するとともに，監査事務局第2課の事務職員及び施設・設備管理の技術面については第3課の技術職員（土木・建築・電気・機械）が監査事務に従事して実施することとした。

5 監査の結果（指摘事項）

指定管理に係る事務については、おおむね適正に行われているものと認められたが、制度の導入期でもあり、事務の一部について混乱も見受けられ、次のような改善を要する事例が認められたので、今後適正な事務処理に努められたい。

(1) 指定管理者制度の運用に関する事項について（事務面）

① 募集・選定・評価に関する事項

ア 応募にあたって、3社の共同企業体として応募があり、選定が行われたが、応募者の変更等の手続きがとられることなく、そのうちの1社が指定管理者となった。他の2社は、当初の共同事業者としての担当業務を指定管理者より受託している。

（建設局公園砂防部管理課・北神戸田園スポーツ公園）

申請者に異動がある場合は、異動届等の提出を求めるべきである。

イ 利用者満足度調査（アンケート）について

調査内容が指定管理業務でないもの、口頭での聞き取りのみで調査の内容が確認できない事例が見受けられた。

（保健福祉局子育て支援部・神戸市立母子福祉センター）

（産業振興局農水産課・神戸市立水産会館）

適切な調査を実施するべきである。

② 使用許可・使用料・利用料金に関する事項

ア 施設利用者の利便性を高めるために、条例上の使用料徴収の対象となっていない場所を使用しているが、使用にあたって、指定管理者が目的外使用許可等の手続きをとっていない事例が見受けられた。

a 実費弁償相当分として、使用料を徴収している事例

（教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課・神戸ポートアイランドホール）

b 講座を開催して、受講料を徴収している事例

（市民参画推進局市民生活部勤労市民課・神戸市立兵庫勤労市民センター）

必要な手続きをとるよう指導し、使用料等の徴収根拠を明確にするべきである。

イ 指定管理者が使用許可業務を行うにあたって、使用申請書等の必要な書類を利用者から提出させていない事例、利用者に対し使用許可書が発行されていない事例が見受けられた。

（国際文化観光局文化観光部観光交流課・神戸市立神戸セミナーハウス）

（みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー）

（建設局公園砂防部管理課・落合中央公園〔北須磨文化センター〕）

適正な処理を行うよう指導するべきである。

ウ 施設の設置目的に沿った使用をする団体については、使用料が無料となる施設において、本市が示した基準に基づき指定管理者が審査し、無料使用できる団体を決定しているが、協定書等で審査事務の詳細や審査基準が明確に示されていない事例が見受けられた。

(市民参画推進局市民生活部青少年課・神戸市青少年会館)

明確に示すべきである。

エ 所定の期日までに使用取消を申し出れば、利用料金の返還が認められる場合に、返還申請書の書類上の日付では、所定の期日を経過した日付が記載されている事例が見受けられた。返還申請書の書類上の日付は、利用者が申請書を記載する際の日付となっているが、実際の使用取消の申し出は、電話による申し出も認めていることから、受電日を使用取消の受付日として処理している。

(市民参画推進局市民生活部勤労市民課・神戸市勤労会館，神戸市立兵庫勤労市民センター)

所定の期日までの使用取消であることがわかるような事務を行うように、指導するべきである。

オ 指定管理者から本市への使用料の納付について、協定書上期日を具体的に規定せず、「指定された納期までに本市へ納付すること」としていて、年度末に使用料の納付書をまとめて指定管理者に発行している事例が見受けられた。

(みなと総局みなと振興部経営課・新港フェリーターミナル，中突堤中央ターミナル東館，
中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル)

納期を具体的に定め、定期的に収納すべきである。

③ 事業等運営に関する事項

ア 在宅障害者福祉センター，ワークセンター，自立センター，障害者デイサービス施設の応募要領，協定書，仕様書上で，同じ事業が複数施設の業務として重複して記載されているが，それぞれの施設別の業務分担が明確でない。

(保健福祉局障害福祉部障害福祉課・神戸市立在宅障害者福祉センター，
神戸市立ワークセンター，神戸市立自立センター，神戸市立障害者デイサービス施設)
業務分担を明確にするべきである。

④ 会計・財産管理に関する事項

ア 利用料金制を採用している施設において，前金払でエレベーターの保守管理費用 100 万円を指定管理料として支出しているが，保守管理状況の報告をもらっておらず，履行確認をしていない。

(保健福祉局障害福祉部障害福祉課・神戸市立魚崎デイサービス施設)
報告書を提出させるとともに履行確認を行うべきである。

⑤ その他

ア 通常、協定書には施設・設備の維持管理に関して、その詳細を指示する仕様書が添付され、それに基づいて業務が行われる。ところが、一定規模の施設でありながら、この種の仕様書が作成されていない事例が見受けられた。

(保健福祉局子育て支援部・神戸市立総合児童センター)

(保健福祉局障害福祉部障害福祉課・神戸市立在宅障害者福祉センター)

作成するべきである。

イ 修繕費について協定書に精算条項がないために、修繕費の流用を禁止していながら、結果的に流用を認めている事例や、金額により修繕費の負担者を決めていることから、運用によっては、指定管理者が小修繕を行うことを避けるなど、施設本来の修繕がなされない恐れのある事例が見受けられた。

(みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー)

(産業振興局農水産課・神戸市立海づり公園)

修繕費の取扱いについて適切に規定するべきである。

ウ 協定書に、指定管理料の支払時期が明記されていない事例が見受けられた。

(国際文化観光局文化観光部観光交流課・神戸市立有馬温泉観光交流センター、
神戸市立太閤の湯殿館)

協定書に支払時期を明記するとともに、早期に支払うべきである。

(2) 施設・設備の維持管理に関する事項（技術面）

施設・設備（特に設備）の維持管理に関する監査は、監査当日の状況を見ても管理の良否の判断は難しいことから、

- ・ 指定管理者は、日々各施設で稼動状況を監視し、保守点検を適切に実施し、必要に応じた修繕等を行っているか。
- ・ その結果が所管課の管理責任者に確実に伝わり、管理責任者は適切な確認と指示等を行っているか。

が重要な要素であるとの観点から、保守点検状況、その報告過程、確認、監督状況を監査した。

所管課では、公の施設の設置者として指定管理者の管理する施設の管理の適正を期するため、管理運営状況を的確に把握し必要な指示等を行うべきところ、改善を要する事例が見受けられた。

また、指定管理者では、協定書・仕様書に記載されている定期又は随時の報告書の提出等において、改善を要する事例が見られた。

改善を要する事例で、複数の施設に共通して見られるものを以下に述べる。

① 協定書、施設・設備管理仕様書等の遵守について

指定管理者制度における協定書及び施設・設備管理仕様書（以下「仕様書」という。）は契約書に相当するものであり、指定管理者は仕様書に記載の各種保守・点検を実施し、その結果を報告書として所管課に提出する義務がある。

また、所管課は仕様書に記載された報告書が提出されていなければ督促し、指定管理者の報告書の内容を確認、分析することで協定内容が適正に履行されていることを検証し、改善が必要と認められる場合は指定管理者に対し適切な指導監督を行う責任がある。

ア 仕様書で規定された保守業務、各種の点検業務はおおむね実施されているものの、従前、施設の管理を受託していた外郭団体が引続き指定管理者になった場合において、年度当初の「業務計画書」、年度終了後の「業務報告書」をはじめ、仕様書に記載の保守点検業務の提出書類が一切提出されていない事例が見受けられた。（別紙 3 参照）

（産業振興局農水産課・神戸市立フルーツ・フラワーパーク）
（みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー）

イ 設備管理報告書は四半期毎に報告している例が 4 施設あるのみで、年度毎の点検計画書、月毎の点検報告書、年度末の報告書といった、仕様書等に記載の提出書類の提出が履行されていない事例が見受けられた。

（国際文化観光局文化観光部文化交流課・神戸市立東灘区民センター）
（保健福祉局総務部計画調整課・神戸市しあわせの村）
（建設局公園砂防部管理課・神戸総合運動公園、神戸市しあわせの森）
（みなと総局神戸港管理事務所管理課・中突堤中央ターミナル）

その結果、所管課でも管理責任者に結果報告されていない。所管課、指定管理者共に仕様書の重要性（仕様書は契約書の一部であり、所管課、指定管理者の都合で省略できるものではないこと）を認識するとともに、必要な報告書等を提出するよう指導するべきである。

② 修繕費の執行

大多数の所管課では、協定書で指定管理料のうちの修繕費予算額を指定すると同時に、増減があった場合は精算することを明記している。このことは、指定管理料のうちで修繕費を実質的に独立して扱うことを意味しており、所管課は修繕費が適正に執行されていることを監督する必要がある。

仕様書では、1 件あたりの指定金額を超える修繕と、総額が修繕費予算額を超える場合について、指定管理者は所管課に事前協議することとなっているが、

ア 一切協議を行っていない事例があった。

（産業振興局農水産課・神戸市立フルーツ・フラワーパーク）
（建設局公園砂防部管理課・神戸総合運動公園）

(みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー)
事前協議を行うべきである。

イ 事前協議は行っていたものの、協議内容、結果を文書で残していない事例があった。
(国際文化観光局文化観光部文化交流課・神戸市立東灘区民センター)
(教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課・神戸市立王子スポーツセンター)
事前協議の内容を明確にし、齟齬のないよう文書にて残すべきである。

ウ また、本来、精算条項のある修繕費の一部が、精算のない施設保守管理費に紛れ込んだ
ままで、事業報告書で決算をしている不適切な事例があった。
(産業振興局農水産課・神戸市立フルーツ・フラワーパーク)
所管課は、修繕内容はもちろんのこと、予算の執行状況についても、厳密に精査するべき
である。

エ 修繕にそぐわない案件を修繕費として執行している不適切な事例があった。
(企画調整局医療産業都市構想推進室・神戸臨床研究情報センター)
所管課は、事前協議を適正に行い、修繕内容を把握して、必要な指示をするべきである。

③ 修繕報告書の未提出

ア 仕様書では、修繕後直ちに報告書を提出することとしているが、1 件ごとに速やかに報告書の提出を受けている所管課はなかった。

(国際文化観光局文化観光部文化交流課・神戸市立東灘区民センター)
(保健福祉局総務部計画調整課・神戸市しあわせの村)
(産業振興局農水産課・神戸市立海づり公園、神戸市立フルーツ・フラワーパーク)
(建設局公園砂防部管理課・神戸総合運動公園、神戸市しあわせの森)
(みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー)
(みなと総局神戸港管理事務所管理課・中突堤中央ターミナル)
(教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課・神戸市立王子スポーツセンター)
報告書を提出するよう指導するべきである。

また、仕様書で修繕後の報告書の提出を求めている所管課があった。
(企画調整局医療産業都市構想推進室・神戸臨床研究情報センター)
仕様書に明記して、報告書の提出を求めるべきである。

イ 仕様書では指定管理者が行った修繕で不具合があれば、所管課はやり直しを指示できるこ

とになっている。しかし、指定管理者が事前の計画と異なる施工方法で修繕し、速やかに報告しなかったため、利用者の安全面で問題があると思われる状態で放置されている事例があった。
(産業振興局農水産課・神戸市立フルーツ・フラワーパーク)
速やかに修繕報告書を提出させるとともに、必要な指示を行うべきである。

④ 施設・設備管理台帳について

指定管理者制度移行時に管理台帳を（みなと総局以外は電子ファイル形式で）作成し修繕履歴を整理するよう、仕様書で指定管理者に義務付けしているが、監査時点で、管理台帳が作成できている施設は皆無であった。

(国際文化観光局文化観光部文化交流課・神戸市立東灘区民センター)

(保健福祉局総務部計画調整課・神戸市しあわせの村)

(産業振興局農水産課・神戸市立海づり公園, 神戸市立フルーツ・フラワーパーク)

(建設局公園砂防部管理課・神戸総合運動公園, 神戸市しあわせの森)

(みなと総局みなと振興部経営課・神戸市立須磨ヨットハーバー)

(みなと総局神戸港管理事務所管理課・中突堤中央ターミナル)

(教育委員会事務局社会教育部スポーツ体育課・神戸市立王子スポーツセンター)

このままでは、当制度導入後も含め修繕記録が失われていく状況になる。早急に作成するよう指導するべきである。

6 監査の結果（意見）

今回の監査を行った結果、以下のような点について、指定管理者制度の運用等に関する問題と、指定管理者制度自体の問題ではないが、制度を導入することでより明確に浮かび上がってきた問題がある。これらについても、工夫、改善を図られるよう要望する。

(1) 指定管理者制度の運用に関する事項について（事務面）

① 募集・選定・評価に関する事項

ア 募集について

a 指定管理期間の柔軟化について

本市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」では、指定管理期間は原則 4 年間とされている。制度導入の初回においては、制度の運用例や蓄積もないため、短期間に設定することで、実例や状況を踏まえて、よりよい制度に改定していく意味がある。しかし、4 年間という短期間では、

- ・ 雇用面での保障が 4 年間しかないため、継続して指定を受けていくことが可能であっても、4 年ごとに従事者を新規に雇用することとなり、人材育成、運営のノウハウの蓄積ができない
- ・ 指定管理業務での団体固有職員の雇用が困難である

- ・ 新規投資を行おうとしても、4 年間では投資した資金を回収できないため、投資を伴う事業提案等ができず、民間事業者のノウハウを活用できない
- ・ 所管課においても、期間の初年度では新規の指定管理者との打合せや調整、新旧指定管理者が交代する場合の引継、最終年度では次回の公募事務というように、4 年の内 2 年間は経過的な業務に手を取られることとなり、とりわけ、大規模で総合的な施設であるほどその労力は非常に大きなものがある

など、所管課や指定管理者の声もよく聞かれた。

以上の点から、この制度のメリットを十分いかせるよう、施設等の状況に応じてより柔軟な指定管理期間の設定が行えるようにするのが適切である。

(行財政局行政部行政経営課)

イ 評価について

a 施設・設備の維持管理の評価について

本来、公的施設の管理は、市民サービスの向上や業務の効率化といった施設運営面と、施設・設備の適正な維持管理面との両面から評価されるべきである。

ところが、現状の指定管理者制度の評価は、施設運営が適切に実施されているかを検証することに主眼が置かれており、施設・設備管理面を適正に評価できるしくみにはなっていない。

その結果、報告書を提出しない等、施設管理が十分にできていない指定管理者でも運営面のみで評価され、施設管理がますます疎かになることが危惧される。

現在の公募施設の評価票には、「施設の維持管理業務」の項目があるが、単に業務名を列挙しているだけの施設もあり、不十分なところもある。

これらの点を踏まえて、評価票及び評価前の所管課による事前チェックシートにおいて施設・設備についての管理状況に関する記載項目を示し、施設・設備の維持管理についても評価票で確認できるしくみを構築することが望ましい。

(行政局行政部行政経営課)

b 利用者満足度調査（アンケート）について

調査の内容が施設の運営内容に十分即していない、入館者数に比して回答数が非常に少ないなど、不十分な調査事例が見受けられた。より施設の内容に即した調査を行い、利用者の満足度向上に寄与できるよう工夫されたい。

(施設所管課)

② 使用許可・使用料・利用料金に関する事項

ア 前受金の処理について

利用料金制の場合、当該年度の使用料（利用料金）収入をもって収支をまかなっていくこととなっている。このため、前年度末までに収納した使用料のうち翌年度の利用に係るものは翌年度の指定管理者の収入とすべきものであると考えられる。

実際に本市の使用料収入から利用料金制に変更した施設では、変更協定を締結するなどして相当分を本市から追加支出している。

今後の取扱いとしては、利用料金制における前受金の処理を引継事項に含めるなど、応募要領、協定書等で明確にされたい。(利用料金制を採用する施設所管課)

③ 事業等運営に関する事項

ア 再委託について

協定書上、一括委託の禁止として、「この協定の履行について、管理運営に係る業務を一括して第三者に委託してはならない。」と規定している一方、専門的な業務や業務の効率化から一部業務委託を行っている。

これについては、現場の管理状況等を把握する意味でも、再委託先について報告することとしておく必要がある。(施設所管課)

イ 事務引継について

事務引継については、「公の施設の指定管理者制度運用指針運用マニュアル」(以下「運用マニュアル」という。)において、「仕様書(記載事項の一例)」として「7 指定期間満了後の引継ぎに関する事項」との記載があるのみである。

実地監査では、「引継期間が十分でなかった」、「帳簿等は見せてもらえたが、実際の手続きや処理等を実地に見学できなかった」、「費用負担が見込まれていない」などの意見が聞かれた。

また、各種講座事業など、前年度末から次期プログラムの作成・広報・募集などが行われるものについては、今回は前管理者の企画等に基づいて実施することとしていたが、実際に運営する事業者が行えるようにするのが望ましい。

このため、事務引継に関しては、前管理者の協力義務、引継期間、費用負担、引継内容等について明確にしておくのが適当である。(施設所管課)

④ 会計・財産管理に関する事項

ア 精算条項について

指定管理料について精算条項を規定している場合に、

- ・ 「管理運営期間終了後速やかに精算し、残金が生じた場合は、直ちに市に返還しなければならない。」
- ・ 「管理運営期間終了後速やかに精算するものとする。」

の2通りがある。前者はもちろん、後者の場合においても余剰がある場合の精算(本市への返金)のみで、経費が超過した場合の追加支出は想定していないし、実際に支出されていない場合がほとんどである。

そうであれば、前者の例のように文言上明確に規定するべきである。

ただし、民間事業者の創意工夫を引き出す意味では、返金のみの精算を規定するよりも、余剰については指定管理者の収入とする方が効果的な場合もあることに留意する必要がある。
(施設所管課)

イ 備品台帳の整備及び報告について

備品の管理については、協定書等で指示しているものの、本来仕様書に付属されるべき備品台帳が欠落しているものや、従前の備品台帳に記載漏れのあるもの、外郭団体等指定管理者の備品が混在しているものなど不備な点が目立った。今後指定管理者が交代することとも予想される中で、正確に本市の備品を把握できるよう、備品台帳を整備するとともに、備品の取得・廃棄等の異動について報告を行うよう指導することが必要である。

(施設所管課)

⑤ その他

ア 協定書・仕様書に盛り込むべき事項等について

a 協定事項について

現行の運用マニュアルに示されている「協定書（一例）」には、必要最低限の事項が示されているとのことである。

ただ、一例として示すのであれば、施設所管課の参考となるよう、使用料収入の場合であれば、使用料の徴収や本市への払込時期、指定管理料については分割支払、支払時期、管理料の精算、修繕費とその精算など、どのような項目についてどのようなことを定めるのか、必要な項目をできる限り列挙する、あるいは標準形を示すのが望ましい。

(行財政局行政部行政経営課)

b 指定管理の範囲の明確化について

協定書・仕様書の文言上だけでは指定管理の範囲が把握しづらい事例が見受けられた。できる限り、施設の図面等により、指定管理の範囲が明確となるよう努められたい。

(施設所管課)

c リスク分担について

リスク分担については、必要な場合は指定管理者が保険を付す義務付条項を、また、現行のリスク分担表より詳細な表を例示するのが望ましい。

(行財政局行政部行政経営課)

d 選挙の投開票所に使用する施設について

公の施設は、各施設の設置目的に即して使用されるだけでなく、公の施設であることから、選挙事務の投開票所として使用される場合がある。このような使用も想定されることにつき、応募要領、協定書等において明記されたい。

(施設所管課)

イ モニタリング支援について

指定管理者制度を導入した施設のうち 63 施設について、都市計画総局建築技術部が、施設・設備の維持管理に関する仕様書作成を支援している。そして、この 63 施設から抽出した施設を対象に、仕様書どおりに業務が履行されているかの所管課のモニタリング支援（モニタリングは本来、所管課の業務）を行っている。

これは、技術職員のいない所管課にとっては、本市の立場での専門的な観点からのチェックとして非常に期待されているところがあるので、積極的な実施に向けて、運用マニュアルにおいて位置付けられたい。

（行財政局行政部行政経営課）

(2) 施設・設備の維持管理に関する事項について（技術面）

① 施設・設備管理仕様書等の見直し

現在の指定管理者に対する仕様書は、本制度を所管する行財政局行政部行政経営課の依頼により都市計画総局建築技術部建築課・設備課が制度導入に伴う支援業務の一環として、標準的な仕様書のサンプルを示し、さらに一部の所管課には必要に応じて、施設の実情に合わせた仕様書の修正も加えている。

しかし、その他の技術職員がいない所管課の多くでは、仕様書の詳細を理解することもなく、あるいは、所管の施設に合わせて仕様書を修正することもなく、サンプルのままの仕様書を運用していることが、今回の監査で明らかになった。

今後、維持管理はますます重要となることから、ほとんどの所管課に技術職員が配置されていない現状を踏まえて、仕様書の見直しや施設・設備管理台帳等の様式の例示などを行い、運用マニュアルに示して、事務職員がチェックできるよう、さらなる支援を要望する。

（行財政局行政部行政経営課）

（参考）仕様書に関し、所管課からあった意見例

法定資格者・・・具体的にどのような資格が必要か

年間業務工程表・・・具体例

施設・設備管理台帳・・・電子ファイルのフォーマット、機器要項の見本等

保全業務に関する全体業務計画書・・・具体的な見本

修繕の事前協議・・・協議書類作成の義務化と共通様式

修繕報告書・・・報告書に添付すべき資料の具体例

② 施設・設備の原状回復義務について

指定管理者が交代する場合、指定管理者が行った改装・改築等は原状（改装・改築前の状況）に復旧することとあるが、所管課、指定管理者共、文書等に原状を記録した資料を作成していない。双方共人事異動等で原状を知った担当者がいなくなると、原状回復義務は空文化してし

もう恐れもある。両者立会いの上で原状確認を行い、文書等に記録することを要望する。

(施設所管課)

7 今後の検討課題

(1) 検討課題1：指定管理者制度の効果的な活用について

① 指定管理者制度の導入について

指定管理者制度導入にあたっては、公の施設には多様な種類があることから、施設の性格、実施事業等の特質を踏まえた上で、制度のメリットがいかされるよう、制度導入の適否について以下のような検討をする必要がある。

ア 公の施設が設置された当時とは異なり、民間サービスの充実してきている分野もある。

このような分野においては、指定管理者制度導入以前に民間事業者への施設譲渡を検討することも考えられる。

イ 同種の施設が民間事業者に存在する場合には、公募等の競争原理により、柔軟で弾力的な施設運営と運営コストの削減が期待でき、指定管理者制度を導入するのに適していると考えられる。

ウ 民間で同種の施設やノウハウを持つ事業者が限定される場合には、民間のノウハウを活用しつつ、政治的な中立性を確保して公平・公正な市民サービスを提供していけるよう、事業面において継続的な行政の関与が必要である。

エ 民間で同種の施設がない場合には、事業運営面を直営、施設管理面を民間事業者に委託する方式や、公的な性格と行政的判断を持つ外郭団体の活用を再度検討することが、トータルコストの削減、市民サービスの安定的提供につながる場合もあると考えられる。

② 今後の指定管理者制度の導入と運用について

現在は指定管理者制度の導入期であり、困難な財政状況の中で、ともすればコスト削減効果のみが強調されがちである。しかし、制度の導入は、あくまでも行政施策の実現、市民サービスに資する観点に立って、初回の制度導入の効果や問題点も見極めた上で、検討されるよう要望する。

また、指定管理者制度が十分に効果をあげるためには、所管課の適切な指導監督が不可欠である。監査結果の指摘事項・意見でふれている点の改善・工夫を図って、より効果的な制度活用に努められたい。

(2) 検討課題2：ストックマネジメントの導入について

監査結果の指摘事項・意見の「(2)施設・設備の維持管理に関する事項（技術面）」で述べたとおり、現在の公の施設の管理状況は、望ましいものではない。

今回の監査は、指定管理者制度を導入した公の施設に関するものであるが、施設管理者が交

代する場合も想定して、施設管理に必要な業務を仕様書に明記したことで、本来あるべき施設管理のあり方が顕在化してきたものと考えられる。

このことから、施設管理の問題については、施設管理業務が明確となっている指定管理者制度においてより明らかになっているものの、本市の公の施設全般に当てはまることであり、指定管理者制度の運用の中だけで解決できる問題ではない。施設管理については、本市全体の課題として、検討していくことが必要と考えられる。

① 施設及び施設所管課の現状

ア 本市所有建築物の現状

都市計画総局建築技術部が過去に建築・改修工事などに携わった建築物（港湾・交通・水道・住宅を除く）の推計データに基づくと、築後 30 年以上の建物が約 30%、築後 20 年以上となると約 55%となり、多くの建物で老朽化が進行している。

これらの建物については、神戸市公有財産規則（以下「規則」という。）では、各施設所管局長が、「その所管に属する公有財産を常に良好な状態で管理」（第 16 条第 1 項）する義務を有し、各所管局の予算の枠内で維持管理することとなっている。

イ 施設所管課の現状

一方、今回の実地監査の席上、各施設所管課からは、

「要求しても予算がつかない」、「局の予算枠の関係から予算要求すらできない」「設備更新については予算要求すらできない」、「多額の費用がかかるものについては、設備が故障、あるいは施設運営に支障がでない以上、更新できる見込みがない」、「所管部局が複数の局にわたる複合施設では、共通部分の大規模な修繕を行いたくても、すべての所管課で予算が確保できないため修繕ができない」などの意見が聞かれた。

施設管理においては、何をおいてもまず安全性が確保されなければならない。しかし、以上に述べたような、施設の状況や財政状況の中では、今後十分な安全性が確保されないことも危惧される。

② 施設管理の制度と現状

ア 公有財産管理主任制度

本市においては、規則上、施設は部局単位に管理され（第 17 条第 1 項）、所管課長等を公有財産管理主任（管理責任者）として施設の維持、保全及び運用等を行う制度となっている（第 22 条第 1 項、同第 2 項、第 23 条第 1 項）。

なお、指定管理者制度を導入した場合においても、施設の所有者が本市であることにかわりはないことから、所有者責任は依然として本市にあり、施設の安全性の確保は、公有財産管理主任による施設・設備の適正な管理に負うこととなる。

イ 所管課の体制

公有財産管理主任である施設所管課長はほとんどが事務職であり、建築・設備の技術職ではないのが現状である。また、課長以下の係長、担当者についても事務職であり、施設管理の技術的知識・経験が十分とはいえない場合が多いといえる。

そのため、規則では「都市計画総局長は、各部局の長の所管に属する建物の管理について、当該部局の長に対し技術的助言を行うことができる。」（第16条第2項）と規定している。この技術的助言を行う部署としては、都市計画総局建築技術部建築課・設備課が想定されてはいるが、両課の責務はあくまでも技術的助言にとどまるだけであり、施設管理の義務と権限を持つ施設所管課を強く指導できるような立場にはない。

③ 管理体制の整備

以上のような状況を改善していくにあたっては、もはや一部局や各施設所管課だけで対応できる問題ではなくなっているため、次のような方策を講じる必要があると考えられる。

ア 全市の施設管理を統括する組織の設置

本市全体で施設の安全性の確保と適正な管理を推進し、修繕予算を有効に活用するためには、局の枠を超えて一元的に本市の施設全体の管理基準を明確にして、全市の保全計画を立案し、それに従って、予算確保の優先順位及び必要額の査定、工事施行を集中管理できる部署が必要である。

イ 日常的な施設管理を技術的にチェックする組織の設置

指定管理施設においても本市に所有者責任があることを考えると、安全性の確保にあたっては、本市としての責任をまっとうできるように、適正な管理が行われているかどうかを技術的にチェックできるしくみが必要であり、日常的には施設所管課への施設管理に関する専門的な助言・指導などの支援が不可欠である。

現在、この役割は都市計画総局建築技術部が担っているものの、規則上及び指定管理の運営マニュアル上、その位置付けは不十分であり、都市計画総局という全市を統括する管理部局ではない一事業部局としての限られた職員と予算の中では、限界がある。

この点を解決する方法としては、日常の施設管理についても、一定の権限を持った施設管理部門を設置することが考えられる。また、部門設置にあたっては、今後退職が見込まれる施設管理のノウハウを持つ技術職員の活用を検討することも一つの方策と考えられる。

ウ 施設管理担当職員へのバックアップ

実際の施設管理の指導監督は施設所管課の事務職員が担当していることから、実地監査の中では、

「管理台帳、報告書についてもどのような様式が適切なのか、どこをチェックして、どう指導すればよいのか」、「指定管理者からの修繕要求・改修要求が妥当なものであるのかどうか」、「管理マニュアルのようなものを示してほしい」などの意見が数多くあった。

また、事務職員は数年で異動により変わっていき、施設管理についての経験や知識のないものが担当することも考えると、

- ・ 簡易な施設・設備管理マニュアルの作成
- ・ 施設・設備管理担当者研修の実施
- ・ 事故例、相談回答事例、業務改善事例など施設・設備管理に関するイントラネット上での情報提供

を全市的に推進して、施設管理担当職員による施設管理をバックアップするしくみを構築する必要がある。

④ スtockマネジメントの導入

今後、施設の老朽化がますます進行し、施設維持管理費が増大していくことが予想されるが、単に施設管理のための全市的な部署を設置して本市の限られた財源の中で施設を保全していくだけでは、施設の安全性が将来的にも確保できるとは限らない。より効率的でありながら安全性を損なわない施設管理を行っていくためには、部局単位の枠を越えた本市全体での施設の廃止、転活用等の財務的側面も含めた、総合的な資産管理方法を検討する必要がある。(ストックマネジメントの導入)

検討にあたっては、次のような点を考慮する必要がある。

ア 保全計画の必要性

個別施設の保全計画については、ごく一部の施設で作成されているのみで、ほとんどの施設で作成されていない。また、計画を作成しても、それに沿った予算化は困難な状況である。

このような中で保全計画を作成する意義は、一つの目安を提供することである。一体、いつ、何について、どれくらいの費用発生が見込まれるかを予想することであり、それに向けての資金等の手立てを講じていくことにある。

実際のところは、メンテナンスの状況によって機器等の現実の耐用年数も異なってくることから、日常の点検・保全業務を通じて機器等の状況を把握した上で、緊急性や重要度に応じて修繕・更新等を行っていくこととなる。そして、このような現実的な対応をとりながら、常に計画も修正を加えることで、施設管理に係る事故・休業等のリスク負担の軽減、中長期的なメンテナンス費用の低減及び資金負担の平準化が可能となると考えられる。

イ 財源の確保

施設所管課においては、改修、機器の更新、修繕等の必要性を認めながらも、予算化できないことが最大の難点となっている。

これに対応するためには、財源を確保して全市統一の修繕積立基金のようなものを設置し、局の枠を越えて、全市の施設状況を踏まえた優先順位のもと、効率的に修繕・更新を図っていくことが望ましい。また、施設整備等のためとして指定管理者から納付金を徴収

している事例もあることから、そのような施設については一定割合を施設所管課に留保できるようにするなどの運用方法も検討する必要がある。

なお、資金負担の困難な場合において、E S C O事業を活用する方法も考えられる。

ウ 検討体制の整備

ストックマネジメントの導入は、単独の部局のみの検討では限界があり、本市の施設管理がどうあるべきかについて、関連部局の横断的な連携のもとに進めていく必要がある。

これにあたっては、事務・技術の両面、また資産の有効活用、事務改善などを主管できる構成の検討会等の体制を整備して、具体的に検討していかれるよう要望する。

8 まとめ

今回の監査にあたっては、各施設所管課の担当者に直接ヒアリングを行う中で、施設管理についての切実な要望が数多く聞かれた。

しかも、施設所管課の事務執行体制は、従前の外郭団体への管理運営委託時と変化がない一方で、指定管理者への指示・協議調整、書面による届出・協議、さらには公募選定手続事務や事業評価事務など、事務の絶対量が増えるとともに、質的にも実質的なチェックが必要となっている。

このような中で、施設の管理運営を適切に行っていくためには、指摘事項の改善はもちろん、意見、今後の検討課題に述べた事項についての新たな取り組みが必要である。

安全・安心なまちづくりを標榜する神戸市にあって、直接住民サービスに供する施設の管理運営が安全かつ適正に行われ、指定管理者制度の導入が市民福祉のさらなる向上に寄与することを希望する。

別紙1 監査対象施設一覧-1

監査対象	選定	移行年度	所管局	所管部・課	施設名	施設数	指定管理者	利用料金制
◎	公募	18	企画調整局	医療産業都市構想推進室	神戸臨床研究情報センター	1	(財)先端医療振興財団	○
○	公募	18	市民参画推進局	勤労市民課	神戸市立勤労市民センター	4	(財)神戸勤労福祉振興財団	○
○	公募	18	市民参画推進局	勤労市民課	神戸市勤労会館	1	(財)神戸勤労福祉振興財団	○
○	公募	18	市民参画推進局	青少年課	神戸市青少年会館	1	NPO法人こうべユースネット	
○	公募	17	国際文化観光局	文化交流課	神戸文化ホール	1	(財)神戸市民文化振興財団	
○	公募	17	国際文化観光局	文化交流課	神戸アートビレッジセンター	1	大阪ガスビジネススクリエイト(株)	
◎	公募	18	国際文化観光局	文化交流課	神戸市立区民センター	6	(財)神戸市民文化振興財団	○
○	公募	18	国際文化観光局	文化交流課	神戸市立灘区民ホール	1	国際ライフパートナー(株) [旧 国際警備保障神戸(株)]	○
○	公募	18	国際文化観光局	文化交流課	神戸市立東灘区民センター小ホール	1	NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸	○
○	随意	18	国際文化観光局	文化交流課	神戸市立丸山コミュニティ・センター	1	丸山コミュニティ・センター管理運営協議会	
○	公募	18	国際文化観光局	文化交流課	神戸文学館	1	(株)神戸新聞地域創造	
○	公募	18	国際文化観光局	観光交流課	神戸市立須磨海浜水族園	1	(財)神戸国際観光コンベンション協会	○
○	公募	18	国際文化観光局	観光交流課	神戸国際会議場・神戸国際展示場	2	(財)神戸国際観光コンベンション協会	○
○	公募	18	国際文化観光局	観光交流課	神戸市立有馬温泉の館(金の湯・銀の湯)	2	(財)神戸国際観光コンベンション協会	○
○	公募	18	国際文化観光局	観光交流課	神戸市立国民宿舎(シーパル須磨)	1	神戸タワーサイドホテル(株)	○
○	公募	18	国際文化観光局	観光交流課	神戸市立神戸セミナーハウス	1	(株)ケントク	○
○	随意	18	国際文化観光局	観光交流課	神戸市立有馬温泉観光交流センター	1	(財)神戸国際観光コンベンション協会	○
○	随意	18	国際文化観光局	観光交流課	神戸市立太閤の湯殿館	1	(財)神戸国際観光コンベンション協会	○
	随意	17	保健福祉局	計画調整課	神戸市立地域福祉センター	179	※ふれあいのまちづくり協議会	
○	公募	18	保健福祉局	計画調整課	神戸市立こうべ市民福祉交流センター	1	(社福)神戸市社会福祉協議会	
○	公募	18	保健福祉局	計画調整課	神戸市立総合福祉センター	1	(社福)神戸市社会福祉協議会	
◎	公募	18	保健福祉局	計画調整課	神戸市しあわせの村(建設局:しあわせの森)	2	(財)こうべ市民福祉振興協会	
	随意	18	保健福祉局	計画調整課	神戸市立地域福祉センター	2	※ふれあいのまちづくり協議会	
○	随意	16	保健福祉局	地域保健課	神戸市立こうべ市歯科センター	1	神戸市歯科医師会	○
○	公募	18	保健福祉局	地域保健課	神戸市健康づくりセンター(健康ライフプラザ)	1	(財)兵庫県予防医学協会	○
○	公募	18	保健福祉局	地域保健課	神戸高齢者総合ケアセンター(老人健康センター)	1	(財)神戸在宅ケア研究所	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立東灘在宅福祉センター	1	(社福)二人同心会	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立灘在宅福祉センター	1	(社福)鶯園	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立中央在宅福祉センター	1	(社福)神戸市社会福祉協議会	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立兵庫在宅福祉センター	1	(社福)海光園	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立北在宅福祉センター	1	(社福)神戸市社会福祉協議会	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立長田在宅福祉センター	1	(社福)神戸市社会福祉協議会	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立須磨在宅福祉センター	1	(社福)神戸市社会福祉協議会	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立垂水在宅福祉センター	1	(社福)丸	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立西在宅福祉センター	1	(社福)神戸市社会福祉協議会	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立住吉南デイサービスセンター	1	(社福)二人同心会	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立魚崎中町デイサービスセンター	1	(社福)協同の苑	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立ひょうご高齢者デイサービスセンター	1	(社福)神戸聖隷福祉事業団	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立松原デイサービスセンター	1	(社福)フジの会	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立片山デイサービスセンター	1	(社福)ぶどうの枝福祉会	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立真野デイサービスセンター	1	(社福)こころの家族	○
○	公募	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立名谷町デイサービスセンター	1	(社福)恵生会	○

*「監査対象」に○のある施設は事務職員が監査し、◎のある施設は事務職員・技術職員の合同監査となっている。

別紙1 監査対象施設一覧-2

監査対象	選定	移行年度	所管局	所管部・課	施設名	施設数	指定管理者	利用料金制
○	随意	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立高齢者介護支援センター	12	※(社福)ささゆり会等社会福祉法人	○
	随意	18	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立老人いこいの家	20	※老人いこいの家管理運営委員会	
	随意	16	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立有野児童館	1	(社福)神戸市社会福祉協議会	
	随意	16	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立桂木児童館	1	大原・桂木ふれあいのまちづくり協議会	
	随意	16	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立藤原台児童館	1	藤原台ふれあいのまちづくり協議会	
	随意	16	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立淡河児童館	1	淡河町社会福祉協議会	
	随意	16	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立二宮児童館	1	(社福)イエス団	
	随意	16	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立舞子児童館	1	(社福)舞子福祉会	
	随意	16	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立平野児童館	1	(社福)平野福祉会	
	公募	17	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立本山児童館	1	本山ふれあいのまちづくり協議会	
	随意	17	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立本多聞児童館	1	NPO法人本多聞フロンティア	
	随意	17	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立井吹台児童館	1	井吹東ふれあいのまちづくり協議会	
	随意	17	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立太山寺児童館	1	YMCA保育園	
	随意	17	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立学童保育コーナー(単独館)	1	西脇ふれあいのまちづくり協議会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立本庄児童館	1	本庄ふれあいのまちづくり協議会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立東川崎児童館	1	東川崎児童館管理運営委員会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立泉台児童館	1	泉台ふれあいのまちづくり協議会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立鹿の子台児童館	1	(社福)愛心会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立乙木児童館	1	乙木ふれあいのまちづくり協議会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立神出児童館	1	神出ふれあいのまちづくり協議会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立春日台児童館	1	春日台ふれあいのまちづくり協議会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立篠原児童館	1	(社福)同朋福祉会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立籠池児童館	1	(社福)神戸婦人同朋会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立有野台児童館	1	(社福)みのり福祉会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立好徳児童館	1	淡河町社会福祉協議会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立五位の池児童館	1	(社福)神戸新生福祉会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立北須磨児童館	1	(社福)北須磨保育センター	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立霞ヶ丘児童館	1	(社福)泰福祉会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立伊川谷児童館	1	(社福)真実福祉会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立竹の台児童館	1	(社福)報恩感謝会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立井吹西児童館	1	(社福)同朋福祉会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立美賀多台児童館	1	(社福)平野福祉会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立玉津北児童館	1	(社福)出合福祉会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立六甲道児童館	1	NPO法人S-pace	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立港島児童館	1	港島ふれあいセンター運営委員会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立児童館	82	(社福)神戸市社会福祉協議会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立平磯児童館	1	(財)こうべ市民福祉振興協会	
	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立山の街福祉センター	1	(社福)神戸市社会福祉協議会	
○	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立総合児童センター	1	(社福)神戸市社会福祉協議会	
○	随意	18	保健福祉局	子育て支援部	神戸市立母子福祉センター	1	(社福)たちばな会	
○	公募	18	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立点字図書館	1	(社福)神戸市社会福祉協議会	
○	公募	18	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立市民福祉スポーツセンター	1	(株)オージースポーツ	

*「監査対象」に○のある施設は事務職員が監査し、◎のある施設は事務職員・技術職員の合同監査となっている。

別紙1 監査対象施設一覧-3

監査対象	選定	移行年度	所管局	所管部・課	施設名	施設数	指定管理者	利用料金制
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立東部身体障害者デイサービス施設	1	(社福)神戸明輪会	○
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立中部身体障害者デイサービス施設	1	(社福)神戸聖隷福祉事業団	○
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立西部身体障害者デイサービス施設	1	(社福)ヨハネ会	○
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立東垂水身体障害者デイサービス施設	1	(社福)ヨハネ会	○
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立あづま身体障害者デイサービス施設	1	(社福)えんびつの家	○
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立自立センターひょうご	1	(社福)神戸聖隷福祉事業団	○
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立自立センターあづま	1	(社福)えんびつの家	○
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立自立センターたるみ・たるみ分場	2	(社福)ヨハネ会	○
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立魚崎知的障害者デイサービス施設	1	(社福)神戸明輪会	○
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立東部知的障害者デイサービス施設	1	(社福)神戸明輪会	○
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立中部知的障害者デイサービス施設	1	(社福)神戸聖隷福祉事業団	○
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立西部知的障害者デイサービス施設	1	(社福)ヨハネ会	○
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立ワークセンターいわや	1	(社福)新緑福祉会	○
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立ワークセンターひょうご	1	(社福)神戸聖隷福祉事業団	○
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立東部在宅障害者福祉センター	1	(社福)神戸明輪会	
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立中部在宅障害者福祉センター	1	(社福)神戸聖隷福祉事業団	
○	随意	17	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立西部在宅障害者福祉センター	1	(社福)ヨハネ会	
	公募	17	産業振興局	工業課	神戸市産業振興センター	1	(財)神戸市産業振興財団	
	公募	18	産業振興局	工業課	神戸市ものづくり復興工場	1	(財)神戸市産業振興財団	
	公募	18	産業振興局	工業課	神戸ファッション美術館	1	(財)神戸市産業振興財団	
○	随意	16	産業振興局	農政計画課	神戸市立農村環境改善センター	1	農村環境改善センター管理運営協議会	
○	公募	17	産業振興局	農政計画課	神戸市立自然休養村管理センター	1	成和工業(株)→⑩～NPO法人山田の里自然学校	
○	公募	17	産業振興局	農水産課	神戸市立水産体験学習館	1	(財)神戸みのりの公社	
◎	公募	18	産業振興局	農水産課	神戸市立海づり公園	2	(財)神戸みのりの公社	○
○	公募	18	産業振興局	農水産課	神戸市立六甲山牧場	1	(財)神戸みのりの公社	○
◎	公募	18	産業振興局	農水産課	神戸市立フルーツ・フラワーパーク	1	(株)神戸ワイン	○
○	随意	18	産業振興局	農水産課	神戸市立自然環境活用センター	1	高和自然環境活用センター管理会	
○	随意	18	産業振興局	農水産課	神戸市立水産会館	1	神戸市漁業協同組合	
	公募	18	産業振興局	農林土木課	神戸市農業集落排水処理施設	24	(財)神戸市都市整備公社	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立長田北町駐車場	1	(財)神戸市都市整備公社	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立和田岬駅前駐車場	1	国際ライフパートナー(株)〔旧 国際警備保障神戸(株)〕	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立三宮駐車場	1	パーク24(株)	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立花隈駐車場	1	神戸地下街(株)	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立湊川公園駐車場	1	神戸電鉄(株)	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立自転車駐車場 東部	13	日駐管理(株)	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立自転車駐車場 中部	8	(財)神戸市都市整備公社	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立自転車駐車場 北	7	(財)神戸市都市整備公社	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立自転車駐車場 西部	7	(財)神戸市都市整備公社	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立自転車駐車場 垂水	7	神戸中央不動産事業協同組合	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立自転車駐車場 西	5	(財)神戸市都市整備公社	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立和田岬駅前自転車駐車場	1	国際ライフパートナー(株)〔旧 国際警備保障神戸(株)〕	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立JR住吉駅前自転車駐車場	1	NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立阪神御影駅前自転車駐車場	1	NPO法人東灘地域助け合いネットワーク	
	公募	17	建設局	道路部管理課	神戸市立鷹取駅前自転車駐車場	1	NPO法人たかとりコミュニティセンター	
	公募	18	建設局	道路部管理課	神戸市立鈴蘭台駐車場	1	(財)神戸市都市整備公社	

*「監査対象」に○のある施設は事務職員が監査し、◎のある施設は事務職員・技術職員の合同監査となっている。

別紙1 監査対象施設一覧－4

監査対象	選定	移行年度	所管局	所管部・課	施設名	施設数	指定管理者	利用料金制
	公募	18	建設局	道路部管理課	神戸市立細田・新長田駐車場	2	パーク24(株)	
	公募	18	建設局	道路部管理課	神戸市立新長田駅前駐車場	1	(財)神戸市都市整備公社	
	公募	18	建設局	道路部管理課	神戸市立舞子駅前駐車場	1	パーク24(株)	
○	公募	18	建設局	公園砂防部管理課	離宮公園	1	(財)神戸市公園緑化協会	
○	公募	18	建設局	公園砂防部管理課	森林植物園	1	(財)神戸市公園緑化協会	
○	公募	18	建設局	公園砂防部管理課	相楽園(会館は別)	1	神戸市造園共同企業体	
○	公募	18	建設局	公園砂防部管理課	北神戸田園スポーツ公園	1	神戸電鉄(株)	
○	公募	18	建設局	公園砂防部管理課	布引公園一部(布引ハーブ園) (新神戸ローブウェーと一体公募)	1	清里ハイランドパーク(株)	
○	公募	18	建設局	公園砂防部管理課	落合中央公園(北須磨文化センター)	1	(財)神戸市民文化振興財団	
◎	随意	18	建設局	公園砂防部管理課	神戸総合運動公園	1	(財)神戸市公園緑化協会	
	公募	18	都市計画総局	地域支援室	神戸市立こうべまちづくり会館	1	(財)神戸市都市整備公社	
	公募	18	都市計画総局	住宅政策課	神戸市特別市営住宅(シティハイツ)	1	大阪ガスセキュリティサービス(株)	
	随意	18	都市計画総局	住宅政策課	神戸市営住宅(厚生年金住宅ほか)	7	神戸市住宅供給公社	
	随意	18	都市計画総局	住宅管理課	神戸市立多聞集会所	1	多聞集会所管理運営委員会	
○	公募	18	みなと総局	分譲推進課	ポートアイランド市民広場	1	国際ライフパートナー(株)[旧 国際警備保障神戸(株)]	
○	公募	18	みなと総局	経営課	六甲船客ターミナル	1	神戸フェリーセンター・ポート産業施設管理共同事業体	
○	公募	18	みなと総局	経営課	中突堤中央ターミナル東館	1	(社)神戸港振興協会	
○	公募	18	みなと総局	経営課	神戸ヘリポート	1	学校法人ヒラタ学園	
○	公募	18	みなと総局	経営課	新港フェリーターミナル	1	(株)神戸フェリーセンター	
○	公募	18	みなと総局	経営課	中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル	2	神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体	
◎	公募	18	みなと総局	経営課	神戸市立須磨ヨットハーバー	1	(社)神戸港振興協会	○
◎	公募	17	みなと総局	神戸港管理事務所管理課	中突堤中央ターミナル	1	大阪ガスセキュリティサービス(株)	
○	公募	17	みなと総局	神戸港管理事務所管理課	神戸港震災メモリアルパーク	1	(社)神戸港振興協会	
○	公募	17	みなと総局	神戸港管理事務所管理課	港湾緑地ハーバーランド広場	1	大成サービス(株)関西支店	
○	公募	18	消防局	庶務課	神戸市防災コミュニティセンター	1	(財)神戸市防災安全公社	
○	公募	18	教育委員会事務局	生涯学習課	神戸市立青少年科学館	1	大阪ガスビシネスクリエイト 大阪ガスセキュリティサービス共同事業体	
○	公募	18	教育委員会事務局	生涯学習課	神戸市立婦人会館	1	神戸市立婦人会館管理運営共同事業体	
○	公募	18	教育委員会事務局	生涯学習課	神戸市生涯学習支援センター	1	(財)神戸市体育協会	
○	公募	17	教育委員会事務局	文化財課	神戸市風見鶏の館	1	神戸市民生活協同組合	
○	公募	18	教育委員会事務局	文化財課	神戸市ラインの館	1	神戸市民生活協同組合	
○	公募	18	教育委員会事務局	スポーツ体育課	神戸市立東灘体育館	1	(財)神戸市体育協会・(財)神戸YMCA共同企画	
○	公募	18	教育委員会事務局	スポーツ体育課	神戸市立須磨体育館	1	(財)神戸市体育協会・(財)神戸YMCA共同企画	
○	公募	18	教育委員会事務局	スポーツ体育課	神戸市立垂水体育館	1	(財)神戸市体育協会・(財)神戸YMCA共同企画	
○	公募	18	教育委員会事務局	スポーツ体育課	神戸市立西体育館	1	(財)神戸市体育協会・(財)神戸YMCA共同企画	
◎	公募	18	教育委員会事務局	スポーツ体育課	神戸市立王子スポーツセンター	1	(財)神戸市体育協会・特定非営利活動法人神戸アスリートクラブ 共同企画	
○	公募	18	教育委員会事務局	スポーツ体育課	神戸市立自然の家	1	(財)神戸市体育協会	
○	公募	18	教育委員会事務局	スポーツ体育課	神戸市立ポートアイランドスポーツセンター及び神戸ポートアイランドホール	2	(財)神戸市体育協会・加藤商会(株)・(株)神戸国際会館共同企画	

*「監査対象」に○のある施設は事務職員が監査し、◎のある施設は事務職員・技術職員の合同監査となっている。

(注1) 神戸市立地域福祉センター，神戸市立児童館，神戸市農業集落排水施設，神戸市立自転車駐車場など多数同種施設を対象外とした。

(注2) 神戸市産業振興センター，神戸市ものづくり復興工場，神戸ファッション美術館，神戸市営住宅，神戸市特別市営住宅については，平成19年度包括外部監査の対象となっているために除外した。

(注3) 神戸市立こうべまちづくり会館については，平成18年度財政援助団体等監査で実地監査を行ったために除外した。

別紙２ 監査対象施設一覧（うち実地監査を行った施設）

監査班	所管局	所管部・課	施設名	指定管理者
事務	市民参画推進局	勤労市民課	神戸市立兵庫勤労市民センター	(財)神戸勤労福祉振興財団
事務	市民参画推進局	勤労市民課	神戸市勤労会館	(財)神戸勤労福祉振興財団
事務	国際文化観光局	文化交流課	神戸文化ホール	(財)神戸市民文化振興財団
事務	国際文化観光局	文化交流課	神戸市立北区民センター	(財)神戸市民文化振興財団
技術	国際文化観光局	文化交流課	神戸市立東灘区民センター	(財)神戸市民文化振興財団
事務	国際文化観光局	観光交流課	神戸国際会議場・神戸国際展示場	(財)神戸国際観光コンベンション協会
事務	国際文化観光局	観光交流課	神戸市立国民宿舎（シーバル須磨）	神戸タワーサイドホテル(株)
事務	国際文化観光局	観光交流課	神戸市立神戸セミナーハウス	(株)ケントク
技術	保健福祉局	計画調整課	神戸市しあわせの村(建設局：しあわせの森)	(財)こうべ市民福祉振興協会
事務	保健福祉局	計画調整課	神戸市立総合福祉センター	(社福)神戸市社会福祉協議会
事務	保健福祉局	高齢福祉課	神戸市立兵庫在宅福祉センター	(社福)海光園
事務	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立中部身体障害者デイサービス施設	(社福)神戸聖隷福祉事業団
事務	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立自立センターひょうご	(社福)神戸聖隷福祉事業団
事務	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立中部知的障害者デイサービス施設	(社福)神戸聖隷福祉事業団
事務	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立ワークセンターひょうご	(社福)神戸聖隷福祉事業団
事務	保健福祉局	障害福祉課	神戸市立中部在宅障害者福祉センター	(社福)神戸聖隷福祉事業団
事務	産業振興局	農政計画課	神戸市立自然休養村管理センター	成和工業(株)→⑩～NP0法人山田の里自然学校
技術	産業振興局	農水産課	神戸市立海づり公園	(財)神戸みりの公社
事務・技術	産業振興局	農水産課	神戸市立フルーツ・フラワーパーク	(株)神戸ワイン
事務	建設局	公園砂防部管理課	落合中央公園（北須磨文化センター）	(財)神戸市民文化振興財団
事務	建設局	公園砂防部管理課	北神戸田園スポーツ公園	神戸電鉄(株)
技術	建設局	公園砂防部管理課	神戸総合運動公園	(財)神戸市公園緑化協会
事務	みなと総局	経営課	中突堤旅客ターミナル及びポートターミナル	神戸港国際旅客ターミナル運営共同事業体
事務・技術	みなと総局	経営課	神戸市立須磨ヨットハーバー	(社)神戸港振興協会
技術	みなと総局	神戸港管理事務所管理課	中突堤中央ターミナル	大阪ガスセキュリティサービス(株)
事務	教育委員会事務局	生涯学習課	神戸市立青少年科学館	大阪ガス・スビ・ネスクリエイト 大阪ガスセキュリティサービス共同事業体
事務	教育委員会事務局	生涯学習課	神戸市生涯学習支援センター	(財)神戸市体育協会
事務	教育委員会事務局	スポーツ体育課	神戸市立中央体育館	(財)神戸市体育協会・(財)神戸YMCA共同企画
技術	教育委員会事務局	スポーツ体育課	神戸市立王子スポーツセンター	(財)神戸市体育協会・特定非営利活動法人神戸アスリートクラブ共同企画
事務	教育委員会事務局	スポーツ体育課	神戸市立ポートアイランドスポーツセンター及び神戸ポートアイランドホール	(財)神戸市体育協会・加藤商会(株)・(株)神戸国際会館共同企画

(注) 施設管理を重点的に監査した施設については「技術」、事務も監査した施設については「事務」と表記している。

別紙 3 協定書、施設・設備管理仕様書に記載の主な提出書類一覧

指定管理者事業計画書

保全業務に関する全体業務計画書（業務開始までに提出し、本市の承認を得る）

内容 業務責任者、連絡体制
法定資格者一覧（資格証の写し添付）
年間業務工程表
等

事業報告書（提出期限：年度終了後 60 日以内）

内容 管理業務の実施状況と利用状況
利用料金収入状況
管理にかかる経費の収支状況
施設・設備の保全状況と修繕状況
等

四半期毎の報告書

内容 管理業務の実施状況と利用状況
利用料金収入状況
管理にかかる経費の収支状況
施設・設備の保全状況と修繕状況
等

保全業務に関する報告書（月報等）

内容 運転・監視報告書
日常点検・保守業務報告書
電気, 水道, ガスの検針結果
等

修繕協議書（指定金額を超える場合のみ）

修繕報告書（修繕後直ちに）

内容 施行前・後の写真
図面
業者見積書
等

工事計画書（毎年 1 回、予算要望時期に）

内容 改修を要する箇所・機器とその改修方法及び予算見積書等

施設・設備管理台帳の作成と整理

【資料 1】 指定管理者制度の概要（本市制度の概要）

(1) 本市制度の概要

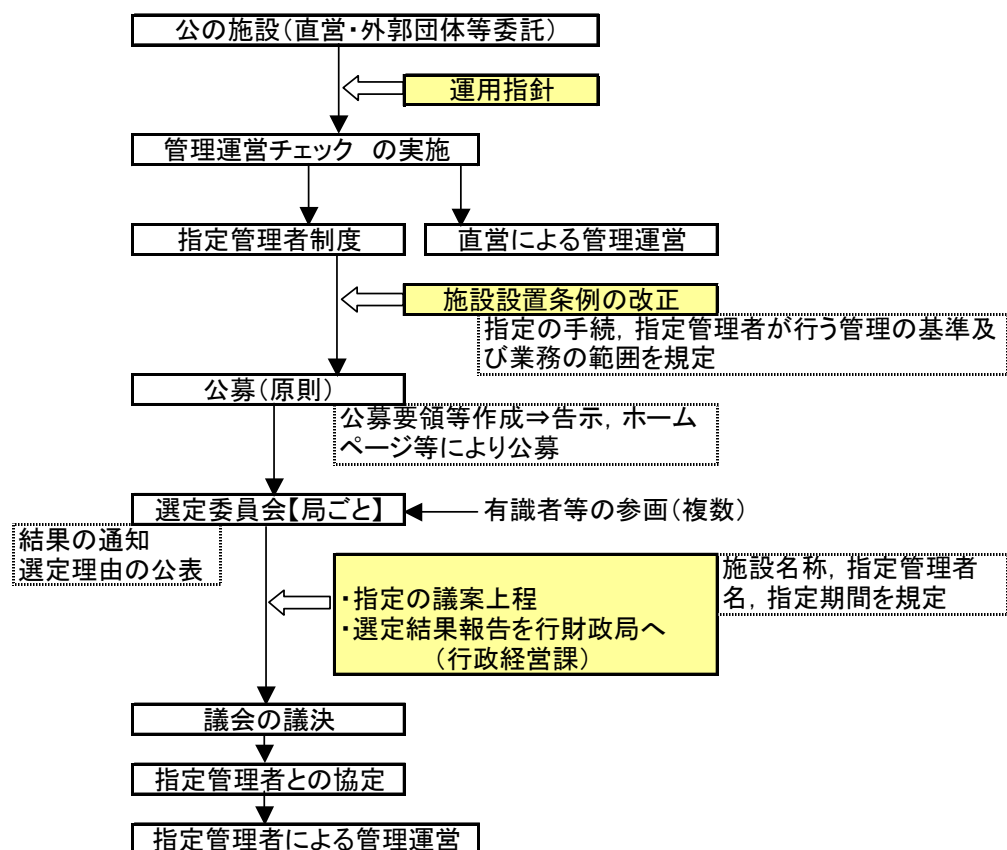
地方自治法の改正により、公の施設の管理運営について、地方自治体が直接運営するものを除き、指定管理者制度の導入が義務付けられた。そこで、平成 16 年 1 月に神戸市行財政改善懇談会ワーキンググループからの報告を受け、平成 16 年 3 月に本市行財政局が公の施設の指定管理者制度の運用についての指針をまとめた。

指針の基本方針として、

- ・ 指定管理者制度を導入するにあたり、指定管理者の選定に際して、幅広く公募を行うとともに、選定過程や手続きの透明性・公正性を高めていくために、外部の有識者等の参画による選定委員会を局ごとに設置し、選定を行うこと、
- ・ 直営施設も含め、すべての公の施設について、さらなる市民サービスとコスト削減に取り組むとともに、管理運営チェックにより点検を実施し、民間事業者等との役割分担を明確にしていくこと、が謳われている。

本市行財政局がまとめた「公の施設の指定管理者制度運用指針」（平成 18 年 4 月改定）、「同運用マニュアル」（平成 18 年 4 月 1 日改定）の内容は以下のとおりとなっている。（一部省略している。）

① 全体の流れ図



② 公の施設の管理運営チェック

すべての公の施設について下記の項目をチェックし、該当する項目が多いほど民間事業者等管理運営の領域であると考えられる。特に、下記項目のうち、**④**、**⑤**、**⑥**のいずれかに該当する施設については、民間事業者等による運営を念頭に入れ指定手続きを行う必要がある。

また、本市の直営施設についても、これまで行財政改善懇談会が指摘している補完性の視点に立つとともに、このチェックの結果も参考にしながら、民間事業者等との役割分担を行っていく。

チェック項目
① 民間事業者等に任すことで、利用のニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。
② 民間事業者等に任すことでコスト削減が図れる可能性がある。
③ 利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。
④ 同様・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。
⑤ 施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。
⑥ 税負担ではなく使用料・利用料金により運営を行う収益的施設である。

③ 指定管理者選定の手続

施設を所管する局は、指定管理者の指定にあたっては、原則、公募を実施する。ただし、以下の場合については、公募によらず候補者の随意選定を行うことができる。なお、この場合は事前に行財政局と協議を行う。

① P F I 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）の活用により一定期間、施設の管理運営をする者を指定する場合
② 当該施設に併設する施設の運営法人等を指定する場合
③ 行財政改善懇談会が指摘する地域人材の活用など合理的な理由がある場合
④ 専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合
⑤ 施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

また、将来、地域人材を活用する場合、現在の運営団体を公募によらず単年度ごとに指定管理者として指定することができる。

（１）施設所管局による施設ごとの公募の実施

- ・ 公募に当たっては、告示、ホームページ、広報紙など幅広い広報手段を活用する。
- ・ 公募期間は、1 か月程度とする。（ただし事前に十分な情報提供を実施すること。）
- ・ 施設により、開館時間、休館日、自主事業などの条件について、応募事業者から提案を受ける提案型公募を実施する。
- ・ 公募施設について応募要領を作成し情報提供を行う。主な情報提供は以下のとおり。
施設名称・規模・施設の内容、開館時間、休館日、指定管理者が行う業務の範囲、指定期間、法令等の規定、応募資格、応募窓口、応募期間、事業計画書様式、説明会の有無、応募方法、選考方法、利用料金制の有無、事業所税の有無

(2) 指定管理者（候補者）選定委員会の設置運営

- ・ 指定管理者（候補者）選定委員会（※）を所管局ごとに要綱に基づき設置する。
- ・ 選定委員会は、応募者が提出する事業計画書等に基づき指定管理者（候補者）を選定する。
- ・ 選定委員会には、複数の外部からの有識者等の参加を義務付ける。
- ・ 選定委員会の会議は非公開であるが、議事録は情報公開条例の規定に照らして、原則公開（企業秘密的な項目など非公開となる部分を除く）となる。
- ・ 選定後は、選定結果を応募者全員に通知し選定理由を公表する。
- ・ 選定にあたっては、利用者の平等利用の確保、管理にあたっての費用、効果、管理能力などの事項を総合的に勘案して決定することとし、選定基準は委員会で定める。

（注意）選定委員会で選定された事業者等については、「指定管理者の候補者」であり、議会の議決により指定管理者となる。

（※）選定委員会の所掌事務

1. 指定を受けようとする団体の募集に関すること（公募時）
2. 指定を受けようとする団体の選定方法及び選定に関すること（選定時）
3. 指定管理者制度の適用施設の利用者の満足度及び苦情についての調査（評価前）
4. 指定管理者が行った管理運営に対する評価（評価時）

(3) 指定後の手続

- ・ 指定管理者との間において協定書を締結する。
- ・ 指定期間は、PFI事業を除き、原則として4年とする。
- ・ 協定書には、施設の利用者等にかかる個人情報の保護及び施設の管理の業務に関して保有する情報の公開に対する指定管理者が行う必要な措置、施設や設備の原状回復の義務等を明記する。（大規模施設の適切な保全のための方策は別途検討）

(4) 制度の円滑な導入に向けての積極的な情報提供

- ・ 市内での起業や民間事業者等の事業参入を促進するため、市内の指定管理者対象施設の情報（施設の種類等）についてホームページ等により情報提供を行う。

④ 適正な管理の確保

ア 地方自治法第244条の2第7項の規定により、指定管理者は年度ごとに事業報告書を提出することとされているが、所管局は、毎月ごと、四半期ごとなど必要に応じて報告を求めるものとする。

イ 所管局は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、施設の適正な管理の確保のため

め、必要に応じて実施調査（モニタリング）を行うとともに、選定委員会による利用者満足度や苦情の調査の結果に基づき必要と認める場合においては、指導・指示や指定の取り消し等適切な措置を講じるようにする。

- ウ 施設の修繕における本市及び指定管理者の役割分担については、施設の種別や設備規模・内容によって異なるため、所管局では、必要に応じて都市計画総局建築技術部に協議し、応募要領に記載するとともに、協定書に明記する。

＜小規模施設の例＞

市	指定管理者
・1件当たり 50 万円を超える修繕の執行・費用負担	・1件当たり 50 万円以下の修繕の執行・費用負担

＜大規模な設備を有する施設の例＞

市	指定管理者
・大規模修繕（投資的支出）の執行・費用負担	・過去の修繕実績をもとに市が決定する額の範囲内での全ての修繕の執行・費用負担 ・1件当たり 50 万円以下の修繕は事後報告 ・1件当たり 50 万円を超える修繕は事前協議のうえ執行後報告

- エ 適正な管理確保のためのリスク分担としては、以下のような区分が考えられる。

項 目		リスク分担	
		本市	指定管理者
事故・火災等に伴う施設の損傷 *		○	◎
第三者への賠償責任 *		○	◎
運営リスク	休業による収入減少リスク *	○	◎
	需要予測リスク		◎
事業継続が困難になった場合の措置	本市の事由による場合	◎	
	上記以外の事由による場合		◎

* 管理上の瑕疵、指定管理者の故意又は過失によるものについては、指定管理者のリスクとする。それ以外の事由（自然災害等不可抗力など）によるものについては、本市と指定管理者が協議するものとする。

⑤ 管理運営に対する評価及び評価結果の公表

施設を所管する局は、指定管理者による管理運営の実態を把握し、これをチェック・評価し、その結果を管理運営に反映させるPDCAサイクルを着実に実行する。また、行財政局は評価結果をとりまとめホームページ等で公表する。

ア 評価方法

a 公募による指定施設

毎年度終了後に指定管理者から提出される事業報告書等により、協定締結内容（提案

内容) が適切に実施されたかなど指定管理者の管理運営に対する評価を行う。具体的には、①管理実施状況、②利用状況、③収入実績、④収支状況、⑤その他協定書記載事項、そして、利用者の満足度調査の結果及び主な苦情とその対応結果について選定委員会で評価する。

b 随意による指定施設

指定管理者の管理運営に対し所管局が行った履行確認の結果を選定委員会に報告するとともに、利用者の満足度調査の結果及び主な苦情とその対応結果について選定委員会で評価する。

イ 評価の流れ

- a 指定管理者から事業報告書提出 (4月～5月)
- b 所管局において選定委員会用資料作成 (5月～6月ごろ)
- c 選定委員会開催 (6月～8月中旬ごろ)

ウ 評価結果の公表

選定委員会の評価が記載された評価票を評価結果とし、これを本市ホームページ内の「公の施設の指定管理者制度」のページで公表する。(8月下旬～9月上旬ごろ)

エ その他

選定委員会の評価結果を管理運営に評価させるため、所管局は指定管理者に対し必要な指導・指示を行う。

⑥ その他

ア 公の施設の管理運営を行っている外郭団体について

今後、外郭団体が運営している施設について、民間事業者等との競争関係に置かれることが予想される。そのためには、施設の管理コスト(本部経費等の区分化)などの明確化を図る必要がある。あわせて、外郭団体職員の処遇を含め、これまでのノウハウを生かしたさらなる経営改善(コスト削減・サービスの質の充実)を図る必要がある。

イ 利用者減免取扱実態の明確化(のびのびパスポートなど)

応募事業者等への正確な情報提供のために、施設において実施されている減免取扱などの実態を把握し明確化を図っていく必要がある。

ウ 障害者雇用

障害者の雇用を促進するため、指定管理者についても障害者雇用に努める。

エ 公の施設の運用情報の一元管理・一括提供

今後、指定管理者制度の導入にあたって、行財政改善懇談会から指摘されている空き情報、利用料金など施設情報の一元管理及び一括提供を検討する。

オ 直営施設への対応

現在、直営により運営している施設においても、行政目的の達成、市民サービスの向上、行政運営の効率化、地域経済の活性化等の観点から、行政と民間の役割分担を明確化し、指定管理者制度の適用を検討していく。

【資料 2】 指定管理者制度の状況（団体種別・移行年度別・選定方法別）

（平成 18 年度当初現在）

団体種別	項目	施設数		移行年度別			選定方法別		
		計	割合	16年度	17年度	18年度	公募施設	(公募単位数)	随意施設
外郭団体		202	37.3%	1	34	167	106	(48)	96
外郭団体を含む 共同事業体		11	2.0%	0	0	11	11	(9)	0
株式会社		42	7.7%	0	28	14	42	(23)	0
民間社会福祉法人		59	10.9%	4	19	36	11	(11)	48
N P O		7	1.3%	0	4	3	5	(5)	2
地域団体		221	40.8%	4	182	35	2	(2)	219
合計		542	100.0%	9	267	266	177	(98)	365